

# 確定申告書等作成コーナー/e-Tax (国税電子申告・納税システム)



所得税の  
確定申告書が  
ホームページで作成  
できるのですか？



## 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー

所得税など個人の方の申告は、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書等が作成できます。

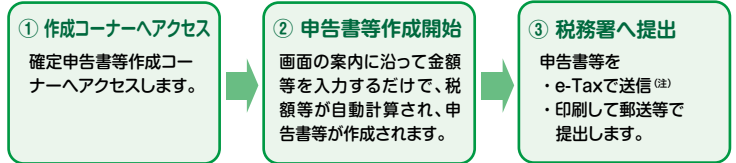
### 「確定申告書等作成コーナー」でできること

- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書や決算書などを作成し、e-Taxによる送信ができます。また、自動計算されるので計算誤りがありません。
- 作成中の申告書等データを保存し、その保存したデータを読み込んで作業を再開することができます。また、作成した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

### 作成できる申告書等の種類

- 確定申告書等作成コーナー  
作成できる申告書等は、以下のとおりです。
  - ① 所得税及び復興特別所得税の確定申告書
  - ② 青色申告決算書・収支内訳書
  - ③ 消費税及び地方消費税の確定申告書
  - ④ 贈与税の申告書
 注:令和5年分の確定申告書等作成コーナーは、令和6年1月上旬公開予定です。
- 更正の請求書・修正申告書作成コーナー  
作成できる申告書等は、以下のとおりです。  
上記①～④の更正の請求書・修正申告書  
注:令和5年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナーは、所得税及び復興特別所得税、贈与税については令和6年3月中旬に、消費税及び地方消費税については、令和6年4月上旬にそれぞれ公開予定です。


### 申告書等を作成して税務署に提出するまでの流れ



注:e-Taxで送信する場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。また、マイナンバーカード等をお持ちでない方については、税務署の職員と対面による本人確認を行って発行されたID・パスワード(「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されています。)のみでe-Tax送信ができます(ID・パスワード方式)。\*ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

### スマートフォンとマイナンバーカードでe-Tax!

確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンとマイナンバーカードを使って所得税の確定申告書が作成・提出できます。

- e-Taxで手続完結  
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで送信できます。  
注:マイナンバーカード読取対応のスマートフォンについてはマイナポータル([https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category\\_id=3&site\\_domain=default](https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category_id=3&site_domain=default))をご確認ください。  【マイナンバーカード読取対応のスマートフォンの一覧】
- スマートフォンで見やすい専用画面  
給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォンやタブレット専用の画面を利用できます。

### マイナポータルを活用した所得税確定申告の簡便化(マイナポータル連携)

- 確定申告手続では、医療費控除やふるさと納税に係る証明書などのデータを、マイナポータル経由で一括取得し、申告書へ自動入力することが可能です(マイナポータル連携)。  
マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大を予定しています。  
注1:マイナポータル連携の詳細や利用するために必要な事前設定については、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。  
注2:マイナポータル連携を利用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。



【マイナポータル連携特設ページ】

令和5年1月以降の  
**マイナポータル連携の自動入力対象はこちら**

医療費	1年間分の情報が取得可能に!	NEW	NEW
ふるさと納税	公的年金等の源泉徴収票	NEW	NEW
住宅ローン控除関係	生命保険	国民年金保険料	
株式の特定口座	地震保険		

**今後も順次拡大予定!**

給与所得の源泉徴収票	iDeCo	小規模企業共済等掛金	など
------------	-------	------------	----

確定申告書等作成コーナーをご利用ください!

作成コーナー

検索



【確定申告書等作成コーナー】

インターネットでも  
申告や納税が  
できると聞いたの  
ですが…

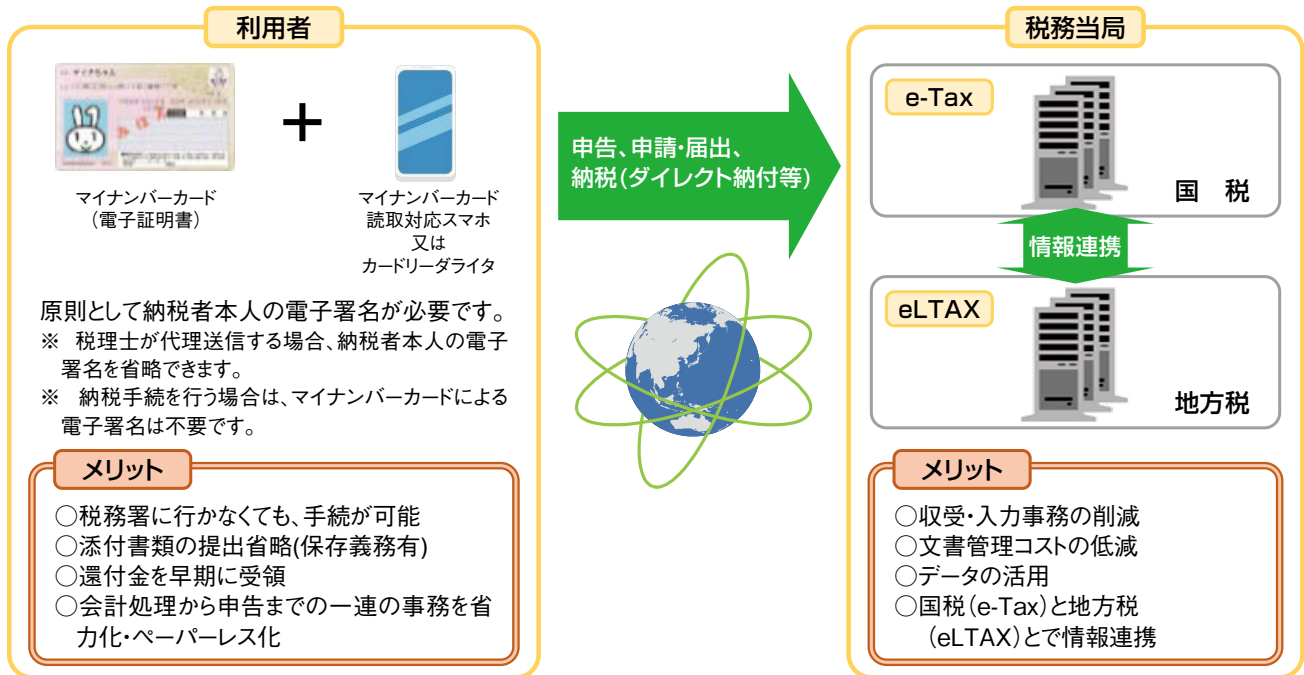


## e-Tax(国税電子申告・納税システム)

税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。

### e-Taxの概要とメリット

- 国税に関する全ての申告、申請・届出等について行うことができます。
  - 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)(※)やインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。
- ※ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです(ダイレクト納付利用届出書は、個人の方についてはe-Taxにより提出することができます。)



### もっと便利に!

#### 納税証明書のPDF化

- 電子納税証明書(PDF)は、自宅やオフィスでお手持ちのスマートフォンやタブレット端末、パソコンからe-Taxを使って**請求から受取まで非対面**でできます。電子納税証明書は書面請求の場合より、**手数料が安価**(1税目1年度370円。書面は400円)なほか、期限内であれば書面として**何枚でも印刷**でき、ダウンロードした**電子データは何度でも**お使いいただけます。

#### マイナポータル連携

- 所得税確定申告では、**控除証明書等のデータ**を、マイナポータルを通じて**一括入手**し、申告書へ**自動入力**することが可能です。詳しくはP43「マイナポータルを活用した所得税確定申告の簡便化(マイナポータル連携)」をご覧ください。

#### 国・地方の連携

- eLTAXを利用して、給与等支払報告書(各市区町村が提出先)と、源泉徴収票(所轄**税務署**が提出先)を**同時に作成し、一括送信**することができます。詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01124>)をご確認ください。

#### スマホ等の活用

- スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、より便利にe-Taxをご利用いただけます。詳しくはP45「コラム」をご覧ください。

### e-Taxの利用可能時間

時期	利用可能日	利用可能時間帯
確定申告期間	全日 (土日祝日等を含む)	24時間 (メンテナンス時間を除く)
確定申告期 以外の期間	火～金 (休祝日及び12月29日～ 1月3日を除く)	24時間 (休祝日の翌稼働日は 8時30分から利用開始)
	月・土・日・祝日 (メンテナンス日を除く)	8時30分～24時

注:利用可能時間は変更する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

### 詳しくはe-Taxホームページへ

利用開始の手続、推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報をお知らせしています。

